

令和5年第1回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第1号（降壇）
- 2 議案第1号～議案第8号
- 3 令和5年度施政方針
- 4 議案第9号～議案第26号
- 5 詮問第1号（降壇）

令和5年2月21日提出

伊佐市長

令和5年第1回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第1号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、伊佐市大口里1451番地1付近の市道において、市職員の運転する市公用車が出張から帰庁する際、左側道路から本線に進入してきた相手方車両の右前方と側面衝突し、双方の車両が破損したものです。

損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失割合は、市を10パーセントとし、市は相手方に1万4,961円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

———— 降壇 ———

議案第1号から議案第8号までについて説明申し上げます。

まず、議案第1号「伊佐北姶良環境管理組合規約の変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年3月31日をもって伊佐北姶良環境管理組合から霧島市が脱退することに伴い同組合規約の名称等を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第10号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国・県補助事業などの確定による減額や減債基金の積立に要する経費などについて所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、議会運営に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、市税等の過誤納還付に要する経費などについて減額の措置を講じたほか、減債基金の積立金について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、出産・子育て応援交付金の事務処理システム改修に要する経費について新たに措置し、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などについて追加の措置を講じたほか、生活保護に要する経費などについて減額の措置を講じております。

ます。

衛生費につきましては、布計鉱山の鉱害防止に要する経費や子宮頸がん等のワクチン接種に要する経費などについて減額の措置を講じ、農林水産業費につきましては、新規就農者の育成支援に要する経費や有害鳥獣の捕獲に要する経費などについて減額の措置を講じております。

商工費につきましては、ふるさと納税者への返礼品等に要する経費などについて減額の措置を講じ、土木費につきましては、過疎債路線や浸水対策の道路改良工事に要する経費などについて減額の措置を講じております。

消防費につきましては、消防団員の活動に要する経費などについて減額の措置を講じ、教育費につきましては、大口中央中学校の特別支援教室改修に要する経費について新たに措置し、準要保護児童生徒就学援助に要する経費などについて減額の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費につきましては、償還額の確定に伴い減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入については、市税、財産収入、繰入金及び諸収入について増額の措置を講じ、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金及び市債について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億6,391万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億9,486万9千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、農村情報連絡施設管理事業ほか25件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

また、地方自治法第214条の規定により、農業近代化資金利子補給補助金を「債務負担行為」として定めております。

なお、地方債では、公共施設等適正管理推進事業について追加の措置を講じたほか、公共事業等ほか4件に限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第3号「令和4年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において諸支出金などについて追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,258万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,826万9千円とするものであります。

次に、議案第4号「令和4年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などについて減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,019万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,243万8千円とするものであります。

次に、議案第5号「令和4年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において介護予防計画作成に要する経費について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,494万2千円とするものであります。

次に、議案第6号「令和4年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,523万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,091万9千円とするものであります。

次に、議案第7号「令和4年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において施設管理に要する経費などについて減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,318万2千円とするものであります。

次に、議案第8号「令和4年度伊佐市水道事業会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を422万1千円減額し、収益的収入の総額を3億5,848万7千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を1,312万3千円減額し、収益的支出の総額を3億3,115万7千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を687万6千円減額し、資本的収入の総額を1億7,874万1千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を1,704万1千円減額し、資本的支出の総額を2億6,187万5千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,313万4千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債について、崎山地区配水池施設整備事業に限度額変更の措置を講じております。

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

続きまして、令和5年度の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから、既に3年が経過しました。これまでの間、医療、介護、福祉などに携わる皆様の御協力により市民生活が維持できていることに、まずは感謝申し上げます。

政府対策本部においては、新型コロナウイルス感染症について、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けるとの方針が決定され、今後、医療費の公費負担や医療提供体制などについて様々な検討が行われることとなります。

本市においては、国の動向を注視しながら、必要な対応の検討、調整を行いながら、社会活動との両立、いわゆるウィズコロナを念頭に置いて取組を進めます。

また、近年、地球温暖化の影響とみられる気候変動により、集中豪雨などの気象災害が頻発し、本市においても甚大な被害が生じています。

雨の降り方が局地化、集中化、激甚化してきている中、気候変動とその影響に立ち向かうための対応が自治体にも強く求められています。

のことから、本市は、市民・事業者・行政が協働して、豊かな自然環境を守り、安全・安心に暮らせるまちを未来に引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」をここに宣言いたします。

その取組の一つとして、まずは、本市と自動車メーカーとのゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定の締結を検討、推進し、電気自動車を活用した脱炭素化及び災害による停電時の防災力の強化、イベントなどによる市民の皆様の環境・防災意識の向上などを目指します。

また、公共施設の改修、改築にあたっては「伊佐市地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入やLED化、断熱化等による省エネルギー化に取り組みます。

令和2年11月に市長に就任してから、2年2か月が経過しましたが、これまでの間に、伊佐のまちづくりの指針となる新たな計画の策定を行ってまいりました。

令和5年度は、第2次伊佐市総合振興計画のスタートの年となります。

基本構想に掲げたまちづくりの将来像「笑顔あふれ一人ひとりが 幸せ感じるまち」の実現に向け、市民の皆様と一緒にとなって取り組んでいくために大切な一歩をしっかりと踏み出してまいります。

2 主要施策等の概要

あらゆる世代の皆様が、いつまでも住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりの取組の主なものについて、基本構想に掲げる施策体系に沿って説明申し上げます。

基本目標1は、「笑顔で創る明るいまち」です。

地域の基礎組織である自治会や校区コミュニティ協議会においては、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など様々な分野で多くの方々が主体的に活動していただいております。

引き続き、地域の課題を地域住民が自ら解決する取組に対し、必要な支援を継続し、住みやすい地域づくりを進めます。

また、これまでコロナ禍により多くの行事などが中止となり、地域活動が停滞していましたが、現在では様々

な動きが展開されつつあり、今後も、地域の主体的な活動が以前のように活発になるよう支援します。

人権意識の高揚については、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるよう、「伊佐市人権教育・啓発基本計画」に基づき、理解と認識を深める取組を強化するとともに、人権相談、法律相談等の相談体制の充実を図ります。

また、「第2次伊佐市男女共同参画基本計画」に基づき、政策、方針決定過程への女性の参画拡大の取組を引き続き推進するとともに、全ての人がお互いを尊重し合い、多様な価値観を認め合える社会の構築に向けた啓発を進めます。

基本目標2は、「安心して子育てができるまち」です。

子育て支援については、新たに、妊娠届出時から出産・育児などの見通しを立てるための面談等を通じて必要な支援につないでいく「伴走型相談支援」と、妊娠届出時と出生届出後にそれぞれ5万円を給付する「経済的支援」を一体的に実施し、妊婦、子育て家庭に必要な支援が確実に届くよう努めます。

また、子育て負担の軽減のために一時預かり事業を利用するにあたり、利用者負担を理由として支援を受けられないことがないよう、所得や家庭の状況に応じて、利用者負担額の軽減を行います。

併せて、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方などを学ぶための講座としてペアレントトレーニングを行います。

これらに加え、保育園舎の建て替えに対する支援、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするため

の支援を引き続き実施します。

特別支援学校については、引き続き、湧水町との連携のもと、次のステップとして、早期設置が実行されるよう、関係者と一丸となって取り組みます。

基本目標3は、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」です。

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるため、各種学力調査の分析を踏まえ、児童生徒一人ひとりが「分かった」「できた」と実感する授業づくりを通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。また、タブレット端末等の利活用について、重点的に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

特別支援教育については、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、最適な学びの場の提供に向けて学校、幼稚園、保育園、こども園からの情報を共有するための組織の充実を図ります。

児童生徒の抱える問題は、複雑化、多様化してきており、教職員をはじめ教育相談員、スクールソーシャルワーカー等がそれぞれの専門性を生かし、日頃から児童生徒が相談しやすい体制を整備するとともに、困り感のある保護者への支援を充実させながら、福祉、医療等の関係機関との連携を密にし、家庭への切れ目ない支援を行います。

社会教育については、市民の主体的な学習活動や社会参加を支援するための場の確保や充実した学びの機会を提供し、すべての人々が学び続けることができる環境づくりに取り組みます。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権意識の醸成を図ります。

家庭教育や青少年教育については、学校・家庭・地域が一体となって青少年健全育成を行うとともに、「伊佐さわやかあいさつ運動」を通じて、地域ぐるみの青少年育成の気運を高めます。

図書館においては、利便性の向上に努め、利用しやすい図書館運営などにより、読書活動の推進を図ります。

文化芸術については、県文化協会主催による「県民文化フェスタ」をはじめ、様々な文化芸術活動に対し、団体等の発表の機会の確保や、情報提供に努めるとともに、多くの市民が身近なところで、幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう、市文化協会等と連携してまいります。

文化財事業については、文化財の適正な保存活用に努め、市民が郷土の文化財に親しむ環境づくりや周知を行い、併せて郷土芸能の伝承・振興に努めます。

スポーツについては、延期となっていた国体が「特別国民体育大会 燃ゆる感動かごしま国体」として10月に開催され、本市では湯之尾のカヌー競技場でカヌースプリント競技が行われます。炬火リレーの実施やドラゴンボート大会などへの支援など、市をあげた取組を行い、大会成功に向け万全を期してまいります。

このほか、奨学金制度において、本市に定住就業する場合に返還を免除等する制度の創設や、学校給食に係る保護者負担額の軽減のための支援を行うなど、教育を取り巻く環境整備に取り組みます。

基本目標4は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」です。

高齢者がいつまでもいきいきと住み慣れた地域で暮らせるよう、「元気度アップ・ポイント事業」等の介護予防事業をより身近な場所で展開するとともに、介護と医療の連携や身近な地域における「お助け隊」などをはじめとする支援の輪を広げるための生活支援体制整備事業などを推進します。

また、認知症高齢者に対する理解や支援をより広く深いものとするために、小・中・高校生等に対する認知症サポーター養成講座を実施するほか、権利擁護のために成年後見制度の利用支援などを行います。

さらに、令和6年度からの「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定を関係者の皆様のご意見を伺いながら行います。

市民の健康づくりにおいては、運動不足、過度の飲酒や過剰な塩分摂取などの生活習慣が要因となる疾病予防のため、健康に関する相談、教室、ポイントアップ事業等の動機付けを行いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組む「セルフケアの習慣化」を促進します。

各種健（検）診、保健指導により、病気の早期発見、早期治療につなげるとともに、受診率の向上に向けた取組を進め、併せて、糖尿病・慢性腎臓病（CKD）の重症化予防対策についても、継続して実施します。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一體的事業」の取組により、健康寿命が延伸するよう努めます。

国民健康保険については、コロナ禍での経済状況等を鑑み、これまで国保税率を据え置いておりましたが、決算分析を行いながら、適正な税率の検討、国・県からの公費確保、特定健診をはじめとする保健事業の推進による医療費適正化に努め、事業の安定的な運営を図ります。

新型コロナウイルス感染症対策については、冒頭申し

上げましたとおり、国の方針、動向を注視しながら、医師会や保健所などの関係機関と連携して対策に当たるとともに、平常時における地域医療提供体制の充実を図るため、関係機関と連携し、診療科の維持や医師確保に関する取組を実施します。

身近な地域においては、市民の自助、互助の意識の醸成を図りながら、地域共生社会の構築に向けて取り組むとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ協議会などの関係機関と相互に協力しながら、地域福祉活動の推進を図ります。

3年目を迎える障がい者等基幹相談支援センターについては、より一層の周知を図り、複雑化する地域課題に対応するために、障がいのある人が相談相手となって支援を行う相談事業などの新たな支援に取り組みます。

また、生活に困窮している市民に対しての相談機能の強化を図り、状況に応じた支援や自立の助長を行い、不安の解消と安心した暮らしを支援します。

基本目標5は、「活力ある産業と賑わいのあるまち」です。

農業においては、食糧自給率の向上を見据えた上で、地域の担い手などへの農地の集積化や集約化をはじめ、農業用機械の導入や根深ねぎなどの重点作物の生産を推進することにより、安定的で収益性の高い経営体の確保を図るとともに、新規就農者に対し、農業技術や機械導入などのハード、ソフトの両面から支援することにより、持続的で安定的な農業経営を支援します。

生産基盤である農地や農道などに関しては、計画的な整備や適正な維持管理を推進し、地域においては、共同

作業による維持管理や環境保全等の取組に対する支援を継続して実施します。

また、各農地と将来の耕作者を紐づける「地域計画」の策定に努めることにより、農地の利活用の推進を図ります。

畜産においては、国等の補助事業を活用した施設・設備の整備により、経営規模拡大を支援することで市内飼養頭数の維持に努めるとともに、優良種雌牛の地域内保留などにより市場価値の高い畜産物の生産を推進し、魅力ある地域畜産業の振興を図ります。

また、この冬、全国的に大発生している高病原性鳥インフルエンザや、散発的に発生している豚熱などの家畜伝染病に関して、畜産農家の防疫対策の徹底を推進しながら、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組に努めます。

さらに、環境保全の取組に関しては、家畜排せつ物などの資源リサイクルによる有機肥料の利用促進により、環境にやさしい生産体制の構築に努めます。

林業においては、林業従事者の雇用拡大等の取組への支援を行い担い手となる人材の確保、育成を図りつつ、森林施業の集約化を進め、市内での苗木供給体制の整備を行いながら、計画的な間伐や再造林等により多様で健全な森林づくりに努めるとともに、森林所有者と林業経営者をつなぐ森林経営管理制度の円滑な推進を図ります。

また、防災・減災対策を実施するとともに、路網整備や高性能林業機械の導入による安定的な供給体制づくりを強化し、里山林の保全管理や地域の特性を生かした

森林づくりを進め、環境の保全に努めます。

鳥獣被害対策においては、獣友会との連携を密にし、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置など

により、農林作物の被害防止を図るとともに、ジビエ等の普及啓発にも取り組みます。

商工業においては、商工会と連携した創業セミナーを継続して実施し、加えて、専門家による商品開発、販路開拓、パッケージデザイン等の磨き上げのサポートを行うなど、新規起業者と既存事業者の双方の支援に取り組むとともに、移動販売事業者に対する助成を継続して実施し、事業者支援と地域住民の生活の質の向上を同時に図る取組を行います。

また、立地企業や事業所等と連携を密にし、雇用の維持はもちろん、増設等の投資に向けた取組を行いながら、新規操業する「サンキヨーミート株式会社」、「株式会社サイコックス」等の複数の事業所と立地協定を締結し、操業に向けた支援に注力するとともに、県の企業立地懇話会等を通して企業誘致のアプローチに努めます。

人材確保においては、高校生企業ガイダンス及び合同企業説明会の開催等により継続して取り組みます。

観光を取り巻く状況は、コロナ禍により停滞していましたが、規制緩和等によって回復の兆しを見せ始めており、国内に限らず海外からの誘客についても、関係団体と連携し増加につなげてまいります。

さらに、近年のキャンプブームの機を逃さず、キャンプ場の利便性の向上を図り、誘客に努めるとともに、伊佐を知ってもらうため効果的な情報発信に取り組みます。

また、ふるさと納税制度の活用や、各地のふるさと会の支援を行い、交流の促進を図ります。

テレワークの普及等により、自らの生き方や暮らし方を都市部から地方へ求める人々への対応として、伊佐の豊かな自然や住環境で子育てや教育ができるという特徴などを生かしながら、幅広い世代に対応した移住・定住

の推進を行います。

これまでの移住・定住PRの取組を引き続き行うとともに、空き家・空き店舗バンクの内容の充実を図り、移住体験住宅を活用しながら移住希望者への多様なニーズに応えられるよう努めます。

伊佐を知ってもらい、伊佐を好きになって、伊佐を選んでもらえるよう、継続して取り組みます。

基本目標6は、「安全、安心な住みよいまち」です。

公共交通については、高齢化、過疎化が進む中、重要な地域基盤であり、市内バスや乗り合いタクシー等の利用促進を図りながら、令和4年度に策定する地域公共交通計画を基に、公共交通利便増進計画を策定し、持続可能な公共交通体系の再構築を目指します。

また、市内交通事業者と連携し、公共交通網の適正な維持のため、乗務員の育成、確保に努めます。

情報通信体系の基盤は、光ブロードバンド網を市内5基地局で整備済であり、今後は市の周辺部においてもその恩恵を享受できるよう、事業者と連携してまいります。

公共インフラにおいては、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靭化」への対策がますます重要となっています。

道路や橋梁、河川環境については、国や県、関係団体と一緒に計画的に必要な補修・整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、引き続き長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を図ります。

環境の保全においては、合併処理浄化槽への転換補助を拡充するとともに、Reduce（リデュース）、Reuse（リ

ユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRに取り組む3R運動、空家対策、不法投棄対策などについての取組をさらに推進し、安心して快適に暮らせる生活環境の整備に努めます。

水道事業では、健全な事業経営の維持を図るために経営戦略の見直しを行うとともに、布設後40年以上経過した老朽管を順次更新し耐震化を進めながら、安全で良質な水の安定的な供給に努めます。

土地利用においては、都市計画マスター プランの見直しのための基礎調査に着手し、秩序ある都市機能の発展や適正な土地利用のための方針を定めてまいります。

災害等の緊急時の対応としては、引き続き地域や消防団と一緒に市民の防災意識の高揚を図りながら、緊急速報メールの配信先の拡充を行うとともに、懸案であった市内全域をカバーする防災行政無線の整備に向けた準備に取り組みます。

また、特殊詐欺、消費生活に関する被害の防止のための啓発や相談体制の充実に努めます。

交通安全キャンペーン等を通して、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転に不安を抱える高齢者等の運転免許の自主返納を促す取組を継続しながら、ガードレール等の交通安全施設や区画線の整備、通学路の安全対策の強化に取り組み、安全で安心な暮らしの充実を図ります。

次に、ここまで説明しました事業展開と一体となって取り組むこととしている「行財政改革」の概要について、説明申し上げます。

年々、多様化、細分化してきている市民ニーズに対し、機動的に対応することが行政に求められています。

しかしながら、人口、経済などが右肩上がりに成長を続けていた時代とは異なり、より効率的で、より効果的な対応を追求していかなければ、行政運営が立ち行かなくなることが予想されることから、行財政改革を継続していくことが必要となつてまいります。

官民連携を進めながら公共施設の効率的な管理運営に努め、社会情勢や行政課題の変化に対応するため、事務事業の見直し、組織機構の見直し等を継続して実施し、併せて、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進の全庁横断的な組織体制のもと、本市におけるデジタル・トランスフォーメーション推進方針を定め着実に取り組むことにより、市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を進め、持続可能な行政運営に努めます。

3 最後に

新型コロナウイルスの感染拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する、食料やエネルギー等の価格高騰などにより、市民生活は大きな影響を受けることになりました。

昨年4月には、日本フードパッカー鹿児島株式会社の撤退が表明され、地域雇用のあり方について、大きな不安と課題を突き付けられました。

しかし一方で、伊藤ハム米久ホールディングスの子会社であるサンキョーミート株式会社の本市への進出が発表され、また、長年取り組んできた特別支援学校の誘致においても、鹿児島県教育委員会が設けた検討委員会において、伊佐・湧水地区への設置が必要、とする提言がまとめられるなど、市民の皆様に明るい話題をお伝えすることができました。

困難な状況を打開するために、熱意を持ってしっかりと

と取り組んでいくことが重要であることを改めて認識したところであります。

伊佐市が誕生して15年目を迎え、市長として3回目の当初予算編成においては、国・県の施策や市においての夢や課題を含めて各課の事業内容の説明を受けながら、意見をぶつけ合い議論を重ねながら作業を進めてきました。

急激に変化する国内外の情勢において変革を求められる時代にあっても、行政の継続性は維持しながら、同時に地域の資源を活かしていくために、挑戦し続けなければなりません。

財政的に厳しい状況は続いておりますが、防災行政無線の整備や新庁舎建設に向けた取組など、多額の予算を伴うものの、実施することが不可欠な事業を着実に推進しつつ、教育、子育て支援、新事業創出、公共インフラ、環境衛生、移住・定住、スポーツなど、様々な分野で新たな取組を進めながら市政を運営してまいります。

鹿児島県が生んだ偉大な成功者である稻盛和夫先生の著書の中に「動機善なりや、私心なかりしや」という言葉があります。

『仕事を進めていくうえでは、「私心なかりしや」という問いかけが必要です。自己中心的な発想で仕事を進めていいかを自己点検しなければなりません。動機が善であり、私心がなければ、結果は問う必要はありません。必ず成功するのです。』と説明されています。

夢ある伊佐のために、過去を省みながら今に最善を尽くし、失敗を恐れないチャレンジ精神を持ち続けながら前に進んでいきます。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします
して、令和5年度の施政方針といたします。

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

次に、議案第9号「令和5年度伊佐市一般会計予算」について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、1億2,643万9千円を計上いたしました。

次に、総務費につきましては、19億1,210万8千円を計上いたしました。

主な事業として、新庁舎建設事業、電算維持管理事業などに予算を措置しております。

次に、民生費につきましては、65億2,894万2千円を計上いたしました。

主な事業として、私立保育所運営支援、障害者介護給付費、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計への繰出し、児童手当支給事業、高齢者の入所措置費、生活保護扶助費などに予算を措置しております。

次に、衛生費につきましては、15億1,290万7千円を計上いたしました。

主な事業として、保健衛生費においては、布計鉱山鉱害防止事業、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費、水道事業会計への負担金などに予算を措置し、清掃費においては、伊佐北姶良環境管理組合（未来館）への負担金、衛生センター管理事業、一般廃棄物最終処分場維持管理事業などに予算を措置しております。

次に、労働費につきましては、800万円を計上いたしました。

シルバー人材センターへの活動補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費につきましては、12億4,673万8千円を計上いたしました。

主な事業として、農業費においては、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農業集落排水事業会計への負担金、新規就農者への補助などに予算を措置し、林業費においては、鳥獣被害総合対策、林道整備事業、森林経営管理事業などに予算を措置しております。

次に、商工費につきましては、6億6,061万円を計上いたしました。

主な事業として、ふるさと納税者への返礼品等の経費、公園管理事業、都市公園の遊具更新などに予算を措置しております。

次に、土木費につきましては、7億9,471万2千円を計上いたしました。

主な事業として、過疎債での路線整備、道路の浸水対策、橋梁や住宅の整備などに予算を措置しております。

次に、消防費につきましては、8億3万5千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水消防組合への負担金、非常備消防事業などに予算を措置しております。

次に、教育費につきましては、19億2,443万1千円を計上いたしました。

主な事業として、小・中学校の小規模改修事業、学校給食センターの運営、学校・社会教育・体育施設等の維持管理、小・中学校情報通信技術環境整備基金の積立などに予算を措置しております。

次に、災害復旧費につきましては、農林水産施設災害、公共土木施設災害の現年及び過年災害の見込額1億9,893万7千円を計上いたしました。

このほか、公債費につきましては19億2,414万1千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては3,000万円を計上いたしました。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源32.1%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源67.9%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176億6,800万円とするものであります。

なお、地方自治法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」、同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第10号「令和5年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

県とともに国民健康保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億1,250万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第11号「令和5年度伊佐市介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

主に65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億1,550万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第12号「令和5年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,650万円とするものであります。

次に、議案第13号「令和5年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算」について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,760万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第14号「令和5年度伊佐市水道事業会計予算」について説明申し上げます。

水道事業の予定量は給水戸数10,125戸、年間総給水量186万1,065立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を3億5,454万3千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を3億2,524万円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、事業の実施のために借り入れる企業債等を計上し、収入の総額を1億4,940万7千円としております。

支出につきましては、老朽化した水道管の布設替えに要する経費などを計上し、支出の総額を2億5,704万8千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「たな卸資産購入限度額」についても定めております。

次に、議案第15号「令和5年度伊佐市農業集落排水事業会計予算」について説明申し上げます。

農業集落排水事業の予定量は排水戸数1,380戸、年間総排水量28万7,000立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、排水使用料などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた農業集落排水事業収益の総額を1億7,571万3千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、農業集落排水事業費用の総額を1億7,488万8千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、一般会計からの出資金を計上し、収入の総額を5,436万5千円としております。

支出につきましては、施設の電気及び機械設備に要する経費、企業債元金償還金などを計上し、支出の総額を1億1,686万4千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、前年度引継金、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

そのほか、「特例的収入及び支出」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「他会計からの補助金」についても定めております。

次に、議案第16号「伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市立学校等における学校給食費を公会計化することに伴い、学校給食の実施及び学校給食費の管理に關し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第17号「伊佐市学校分収造林収益基金条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、学校分収造林の収益を適正に管理し、収益の積み立てを行った学校の健全な経営等に資するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第18号「伊佐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、電子申請の際の本人確認の方法などについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市長、副市長及び教育長と職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を引き続き1年間延長するものであります。

次に、議案第20号「伊佐市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を40万8千円から48万8千円に改正するものであります。

次に、議案第21号「伊佐市菱刈公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、利用者の実態に沿った営業時間の見直し及び経営の健全化を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「伊佐市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「伊佐市子ども医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市子ども医療費資金貸付の実績に基づき、基金の額を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたことなどから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等の義務化などについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「伊佐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等の義務化などについて、所要の改正を行うものであります。

次に、諮詢第1号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります平瀬久子氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

平瀬氏は、令和2年から人権擁護委員を務めておられ、人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案26件、諮詢1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

———— 降壇 ———